

後期高齢者医療保険料の見直しについて

保険料率が変わりました

被保険者の皆さまにお支払いいただく平成24～25年度の保険料は、次のとおりです。

均等割 (被保険者が等しく負担)	平成22・23年度 年額 44,192円	→	平成24・25年度 (年額) 47,709円
所得割 (被保険者の所得に応じて負担)	平成22・23年度 10.28%	→	平成24・25年度 10.61%
賦課限度額 (1年間の保険料の上限額)	平成22・23年度 50万円	→	平成24・25年度 55万円

保険料額は、「均等割額」と「所得割額」の合計で計算します。

均等割 47,709円	+	所得割 (平成23年中の所得 - 33万円) × 10.61%	=	1年間の保険料 (100円未満切り捨て)
----------------	---	------------------------------------	---	-------------------------

保険料の軽減について

①均等割の軽減

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	平成24年度	前年度比
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	4,770円	約300円増
33万円	8.5割軽減	7,156円	約500円増
33万円 + (24万5千円 × 世帯主以外の被保険者数) 単身世帯の方は該当しません	5割軽減	23,854円	約1,800円増
33万円 + (35万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減	38,167円	約2,800円増

軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

②所得割の軽減

被保険者個人の所得から33万円を引いた額が58万円以下の方は、所得割が5割軽減されます。

③被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したときに被用者保険(主にサラリーマンの方が加入している健康保険)の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減になります。

問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合
☎011-290-5601

役場 保健福祉課 健康医療グループ
後期高齢者医療担当
☎76-2151(内線229)

花づくり・花壇づくりの知識を、一緒に学びませんか?

フラワーマスター認定講習会を開催します

北海道では、花の育成管理、まちなみ景観に配慮した花の使い方などを指導助言できる方を『フラワーマスター』として認定しています。これは、北国にふさわしい景観に配慮した、うるおいとやすらぎのある地域独自のまちづくりを推進する人を増やそうとするものです。認定には、地域(市町村)の推薦と講習会への出席が必要です。

毎年、道内各地で開催されている認定講習会を、今年は津別町で開催します。この機会に講習会に参加して、フラワーマスターになりませんか?

現在、道内でフラワーマスターの認定を受けているのは2,113人、町内でも7人の方が受けています。花づくりや園芸が趣味の人はもちろん、地域で花壇づくりをされている方、これから参加したいと考えている方、興味を持たれている方、フラワーマスターとしてまちづくりに参加しませんか?

受講の対象者 18歳以上で次のいずれかに該当する方

- 1、地域の花壇づくり・花づくりにかかわったことがある方や、これから参加したい方
- 2、町の「花いっぱい運動」への取り組みに協力できる方
- 3、上記のほか、町が推薦を認めた方

(申し込み時に「フラワーマスター認定・登録事業実施要綱」をご確認ください)

講習日時 7月29日(日) 午前10時～午後3時45分(予定)

会場 津別町中央公民館 1階講堂

講師 中井景観デザイン研究室 主宰 中井 和子 氏

(有)緑花計画 代表取締役 笠 康三郎 氏

申し込み先 役場住民企画課住民企画グループまで、直接お越しください(受講に際して、町があなたを北海道に推薦します)

申し込みに必要なもの 印鑑(園芸に関する地域ボランティア経験や資格・受賞歴のある方は、申し込み時にお伝えください)

申し込み期限 5月18日(金)まで

問い合わせ先 役場住民企画課住民企画グループ ☎76-2151

認定後は、フラワーマスターとして町に登録されます。講習会で学んだ知識を生かして、地域の花づくり・花壇づくりへご参加いただきますようお願いいたします。



札幌市でも開催されます 7月6日(金) 会場は中央区、道庁近辺を予定しています

問い合わせ先 オホーツク総合振興局 網走建設管理部 建設行政室 建設指導課主査(まちづくり) ☎0152-41-0644

津別町人づくり・まちづくり活動支援事業募集のお知らせ

町では、「津別町人づくり・まちづくり活動支援事業」として、産業、福祉、芸術文化、スポーツ、コミュニティ活動など様々な分野で地域の活性化を図ることを目的に、まちづくりのリーダーの育成及び町民の自主的なまちづくり活動を支援しています。

募集期間 平成24年4月2日(月)～平成24年5月31日(木)

人づくり活動支援事業 対象...町民が国内外で研修する事業

補助額...補助対象経費の1/2以内(限度額 国内8万円 国外20万円)

まちづくり活動支援事業 対象...町内の団体が既存の活動の拡充となる自主的なまちづくり活動を行う事業

補助額...補助対象経費の総額以内(限度額 100万円 下限額5万円)

事業の承認

申請者は、必要書類提出後、審査会において審査委員に事業概要等を説明していただきます(プレゼンテーション)。そこの審査の結果、事業が採択されます。

申請及び問い合わせ先 役場 住民企画課 企画グループ ☎76-2151